島田市建設工事の中間前金払に関する取扱要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、島田市建設工事執行規則（平成17年５月５日規則第109号。以下「規則」という。）第46条第２項の規定による建設工事に要する費用の前払金に追加してする前金払（以下「中間前金払」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

（中間前金払の対象工事）

第２条　中間前金払は規則第46条第１項の規定により前金払を行った建設工事のうち、次に掲げる要件を満たす建設工事を対象とする。

(1)　中間前金払の申請前に規則第49条第１項に規定する部分払の支払を行った建設工事でないこと。

(2)　債権譲渡の申請が行われている建設工事でないこと。

（中間前金払の要件）

第３条　中間前金払は、次に掲げる要件を全て満たしている場合に行うものとする。

(1)　工期の２分の１を経過していること。

(2)　工程表（規則第20条第１項に規定する工程表をいう。以下同じ。）により工期の２分の１を経過するまでに実施すべきものとされている当該建設工事に係る作業が行われていること。

(3)　既に行われた当該建設工事に係る作業に要する経費が請負代金額の２分の１以上の額に相当するものであること。

２　債務負担行為又は継続費（以下「債務負担行為等」という。）に係る契約において、前項中「工期」とあるのは「当該会計年度の建設工事実施期間」と、「工程表により工期の２分の１を経過」とあるのは「工程表により当該会計年度の建設工事実施期間の２分の１を経過」と、「既に行われた当該建設工事」とあるのは「既に行われた当該会計年度の建設工事」と「請負代金額とあるのは「当該会計年度における年割額」と読み替えるものとする。

（中間前金払の割合等）

第４条　中間前金払の額は請負代金の10分の２を越えない額とし、１万円未満の端数は切り捨てるものとする。

２　債務負担行為等の２年以上にわたる契約における中間前金払は、当該債務負担行為等の各年度の年割額に相当する部分の建設工事の金額に対してすることができる。

（中間前金払の申請等）

第５条　中間前金払を受けようとする者（以下「受注者」という。）は中間前金払の認定請求書（様式第１号）に、工程表及び規則第20条第２項に規定する工事工程月報を添えて市長に提出しなければならない。

２　市長は前項の認定請求書が提出されたときは、第３条第１項の要件を満たし

ているか否かを７日以内に調査し、その結果が妥当と認められる場合は、認定調書（様式第２号）により、受注者へ通知するものとする。

３　前項の認定を受けた受注者が中間前金払を受けようとするときは、中間前金払申請書（様式第３号）に保証事業会社の保証証書を添えて市長に提出しなければならない。

４　中間前金払は中間前払金申請書を受理してから14日以内に行うものとする。

（中間前金払の額の変更）

第６条　市長は中間前金払を行った後、契約内容の変更により請負代金額に著しい増額が生じたときは、変更後の中間前金払いの額に相当する額から既に支払った中間前金払の額を差し引いた金額以内の中間前金払の額を追加して支払うことができる。この場合において、中間前金払の申請及び支払の方法は、前条の規定を準用する。

２　中間前金払を受けた者は、変更後の請負代金額が当初の請負代金より著しく減額した場合において、受領済の前金払の額及び中間前金払の額（以下「前金払等の額」という。）が、減額後の請負代金額に基づく前金払等の額に当該減額後の請負代金額の10分の１に相当する額を加えた額を超えるときは、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。

３前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金及び中間前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、市長と前金払及び中間前金払を受けた者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から７日以内に協議が整わない場合は、市長が定め、前金払を受けた者に通知する。

（その他）

第７条　この要綱に定めのあるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要領は、平成27年４月１日から施行する。

様式第１号（第５条関係）

認定請求書

年　　月　　日

島田市長

所在地又は住所
受注者　商号又は名称
代表者職氏名　　㊞
電話番号

次の工事について、中間前払金を受けたいので、要件を具備していることを認定されたく請求します。

工　事　名	
工事場所	
工　　期	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
請負代金額	
摘　　要	

※添付書類　　工程表（契約約款第３条第１項に規定するもの）
工事工程月報（契約約款第３条第３項に規定するもの）

様式第２号（第５条関係）

認定調書

第　　号
年　　月　　日

様

島田市長　　氏　　名　　㊞

先に申請のあった次の工事について、その進捗を調査したところ、中間前金払をすることができる要件を具備していることを認定します。

工　事　名	
工事場所	
工　　期	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
請負代金額	
摘　　要	

様式第３号（第５条関係）

中間前金払申請書

年　　月　　日

島田市長

所在地又は住所
受注者　商号又は名称
代表者職氏名　　㊞
電話番号

次の契約の中間前金払を、島田市建設工事執行規則第46条第２項の規定により申請します。

工　事　名	
工事場所	
工　　期	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
請負代金額	
中間前払金請求額	

※添付書類　　保証証書（中間前払金保証）
請求書